

個人情報ファイル簿		
作成年月日（修正した場合にあっては、直近の修正年月日）		令和8年7月15日
個人情報ファイルの名称		保管場所証明管理マスタファイル
行政機関等の名称		和歌山県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		交通部交通規制課、橋本警察署、かつらぎ警察署、岩出警察署、和歌山東警察署、和歌山西警察署、和歌山北警察署、海南警察署、有田湯浅警察署、御坊警察署、田辺警察署、白浜警察署、新宮警察署
個人情報ファイルの利用目的		自動車保管場所証明事務に関する情報を共有すること、また、自動車の保管場所に係る車庫飛ばし等法令違反者に関する照会を行い、適正かつ効率的な事務の運用を行うため
記録項目		1 申請区分、2 受理番号、3 車名、4 型式、5 車台番号、6 自動車の大きさ、7 使用の本拠の位置、8 保管場所の位置、9 申請日、10 申請者氏名、フリガナ、11 申請者電話番号、12 申請者住所、13 保管場所の使用権限、14 新規・代替、15 連絡先氏名、16 連絡先電話番号、17 前車登録番号、18 現車登録番号、19 証明手数料、標章手数料、20 標章交付日、21 管轄警察署、22 駐車場名
記録範囲		自動車保管場所証明等申請者及び代理申請者
記録情報の収集方法		申請者又は代理申請者から提出された自動車保管場所証明申請書等
要配慮個人情報		☒ 含まれる。 ☐ 含まれない。
記録情報の経常的提供先		警視庁又は道府県警察本部 国道交通省
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		(名 称) 和歌山県警察本部情報公開コーナー
		(所在地) 和歌山市小松原通一丁目1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
		☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル		☐ 該当する。 ☒ 該当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—
行政機関等匿名加工情報の概要	行政機関等匿名加工情報の本人の数	—

	行政機関等匿名加工 情報に含まれる情報 の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	—	
備 考	行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファ イルに該当しない理由について、本ファイルはシステム 上にある個人情報ファイルであって、当該システムから 情報を抽出するには専門的技術を要するものであり、職 員が行うことができないものであることに加え、ネット ワーク等の制約上、行政の適正かつ円滑な運営に支障の ない範囲内で加工ができないため。	